

○学校法人城西大学役員及び評議員報酬規程

令和7年3月26日制定
(令和6年度(法)規程第9号)

(目的)

第1条 この規程は、学校法人城西大学（以下「本法人」という。）の役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、期末手当、退職金、その他の役員又は評議員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。ただし、理事又は評議員のうち職員を兼ねる者については、職員の給与として支給されるものを含まない。
- (5) 費用とは、役員又は評議員の職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬)

第3条 役員の報酬は、本規程に基づき、理事長が決定する。この場合において、理事長の報酬にあつては、理事会が決定する。また監事の報酬にあつては、評議員会が決定する。

2 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員 報酬、期末手当
- (2) 非常勤の役員 報酬、期末手当

3 役員の報酬等は、次の基準で審議する。

- (1) 常勤役員の報酬月額および手当は、本法人の経営内容及び勤務状況等に鑑み、別表第1に定める報酬総額の範囲内で設定する。
- (2) 非常勤役員の報酬月額および手当は、常勤理事を超えない範囲で、勤務状況等に鑑み、別表第4に定める報酬総額を限度として設定する。

4 評議員に対しては、会議1日につき3万円の手当を支給する。

5 期末手当は別表第2に定める数式により算出される額とする。

6 退職金は別表第3に定める数式により算出される額とする。

(報酬等の支給方法)

第4条 常勤及び非常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬は毎月20日（ただし支給日が土日祝祭日にあたる場合は、前営業日）に支払うものとする。
- (2) 期末手当は毎年6月10日及び12月10日（ただし支給日が土日祝祭日にあたる場合は、

前営業日)に支払うものとする。

(3) 評議員の手当は、会議の終了後1か月以内に支給する。

(4) 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額等を控除して支給する。

(費用)

第5条 役員及び評議員が職務執行のため出張した場合は、別に定める旅費規程を準用し旅費を支給する。

2 役員及び評議員が職務の執行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(退職金の決定、報告)

第6条 役員の退職金は、本法人の経営内容及び勤務状況等に鑑み別表第3に定める額を基準として、理事長が決定する。この場合において、理事長の退職金にあつては、理事会が決定する。

(弔事等)

第7条 弔事・慶事等については、前条と同様の手続きで審議決定するものとする。

(公表)

第8条 法人は、この規程をもって私立学校法第100条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聞いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

1 この規程は、令和7年度の定時評議員会の終結の時から施行する。

2 本規程の制定に伴い、学校法人城西大学役員報酬規程(平成30年3月27日制定)、学校法人城西大学役員報酬委員会規程(平成30年3月27日制定)及び学校法人城西大学役員報酬等の支給規程(令和2年3月25日制定)は、これを廃止する。

別表第1（常勤役員の報酬総額の範囲）

役職名	報酬額（年収）
理事長	2,000万円～1,000万円
常勤理事・常勤監事	1,800万円～1,000万円

別表第2（常勤役員の期末手当）

6月の期末手当	報酬金額×3か月分
12月の期末手当	報酬金額×3か月分

別表第3（常勤役員の退職金算定式）

最終報酬月額×在籍年数×係数

別表第4（非常勤役員の報酬総額の限度）

役職名	報酬額（年収）
理事・監事	400万円